

## スポーツ学童「S-Land ジュニア」運営規程

### (目的)

第1条 この規程は、NPO 法人尾花沢総合スポーツクラブ（以下、「クラブ」という。）が運営するスポーツ学童「S-Land ジュニア」（以下、「S-Land ジュニア」という。）について必要な事項を定め、児童が放課後に安心して生活できる場を提供し、心身ともに健やかに成長できる手助けをしていくことを目的とする。

### (名称・所在地)

第2条 活動を行う名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 スポーツ学童「S-Land ジュニア」
- (2) 所在地 尾花沢市新町三丁目5番35号（尾花沢市体育館内）

### (参加資格)

第3条 S-Land ジュニアへの参加資格は、次の内容を満たしている児童とする。

- (1) S-Land ジュニアの目的に賛同し、保護者の同意を得たもの。
- (2) 尾花沢小学校区に在住しているもの。
- (3) NPO 法人尾花沢総合スポーツクラブに入会しているもの。

### (活動時間)

第4条 活動日・活動時間は、次のとおりとする。

- (1) 活動日  
月曜日から金曜日までとする。但し、当法人の定める休日、国民の休日及び 8/12～8/16 12/28～翌年 1/4 を除く。
- (2) 活動時間  
登校日／下校時から 18 時（時間延長はなし）  
長期休校および振替休日／8 時から 18 時

### (定員)

第5条 S-Land ジュニアの定員は、20名とする

### (活動の内容)

第6条 S-Land ジュニアで行う活動の内容は、次のとおりとする。

- (1) スポーツ活動
- (2) 文化学習活動
- (3) 奉仕活動
- (4) その他、目的達成のために必要な活動

(申し込み)

第7条 活動へ参加を希望するものは、所定の申込書により手続きを行い、定める会費等を納入する。

(活動への参加中止)

第8条 活動への参加を中止する場合は、中止をする前月の10日までに申し出る。

2 次に該当する場合には参加を中止させていただくことがあります。

(1) プログラム料を特別な理由なく滞納されたとき。

(2) お子さんが集団生活に適さないと判断したとき。

(3) その他、当法人が必要と認めたとき。

(参加料)

第9条 活動へ参加するものは、次の参加料を月初めに当法人へ納入する。

(1) プログラム料金：月額5,000円

(傷害保険加入について)

第10条 活動へ参加するものは傷害保険に必ず加入することとし、保険給付規定の範囲内で保証する。病気は対象とならない。また、別途治療費などは支給しない。